火気使用届出 - 西日本防災システム

2013 09 12

9月12日京都市消防局は、京都府福知山市の花火大会での露店爆発事故を受けて、学園祭や夏祭りなど不特定多数の人が参加するイベントで火気を使う場合、出店者や主催者に届け出を義務付ける方針を明らかにしたようです。京都市の火災予防条例を平成25年度内に改正することを目指すそうです。

現在、届け出の対象となっているのは、消防活動に支障の出る恐れのある公道で出店する場合のみで、イベントでの義務化は、全国でも珍しいそうです。

京都市消防局は出店状況を正確に把握し、火気取り扱いに関する指導を徹底したい考えだそうです。このほか、露店などの出店者や主催者側に対し、火災の危険性について学ぶ**事前講習**の受講や**消火器の設置**も義務付ける方針だそうです。

あのような悲惨な、悲しい出来事は二度とあってはならんですものね!



http://www.nbs119.co.jp/



弊社top pageへ

